

大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市発注建設工事等の適正な執行を確保するため、競争入札参加登録業者の市発注建設工事等に係る競争入札への参加を停止させる措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、大和郡山市建設工事執行規則（昭和43年8月大和郡山市規則第12号。以下「規則」という。）及び大和郡山市建設工事等競争入札実施要綱の例による。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市及び公営企業発注建設工事

大和郡山市及び大和郡山市の地方公営企業が発注する建設工事等をいう。

(2) 市及び公営企業発注建設工事等

大和郡山市及び大和郡山市の地方公営企業が発注する建設工事等をいう。

(3) 一般建設工事等

市及び公営企業発注建設工事等以外の建設工事等（民間による建設工事等を含む。）をいう。

(4) 公共建設工事等

国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。

(5) 役員等

法人にあつては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（別表第1から別表第4までの各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。

(6) 使用人

競争入札参加登録業者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外の者（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。

(7) 競争入札参加登録業者等

競争入札参加登録業者、その役員等又はその使用人をいう。

(8) 入札参加停止措置

競争入札参加登録業者を一定の期間市発注建設工事等に係る競争入札に参加させない措置をいう。

(9) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(10) 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(11) 不当介入

契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

（入札参加停止措置）

第3条 市長は、競争入札参加登録業者が措置要件のいずれかに該当するときは、当該者に対して別表各項に定める期間（以下「入札参加停止期間」という。）に係る入札参加停止措置を行うものとする。

2 市長は、競争入札参加登録業者が措置要件のいずれかに該当する場合において、入札参加停止措置を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止措置を行うものとする。この場合における入札参加停止期間は、該当する各入札参加停止期間を合算した期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、入札参加停止期間は、通算して36月を超えることができない。ただし、別表第2第10項、第13項、別表第3各項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 市長は、市発注建設工事等の請負者等の選定に伴い一般競争入札を実施するときは、入札参加停止措置を受けている競争入札参加登録業者を参加させないものとし、指名競争入札を実施するときは、当該者を指名しないものとする。この場合において、現に指名した者が競争入札実施前において入札参加停止措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止措置）

第4条 市長は、前条の規定により入札参加停止措置を行う場合において、当該入札参加停止措置について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ入札参加停止期間の入札参加停止措置を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により入札参加停止措置を行う場合において必要があると認めるときは、当該入札参加停止措置を受ける者の元請負人に対して当該入札参加停止措置を受ける者と同じ入札参加停止期間の入札参加停止措置を行うことができるものとする。

3 市長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員全員について入札参加停止措置を行うものとする。ただし、当該共同企業体構成員であっても明らかに当該措置要件について責めを負わないと認められる者については、この限りでない。

(入札参加停止期間の特例)

第5条 競争入札参加登録業者が1の事件により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止期間のうち最も長いものを適用する。

2 市長は、競争入札参加登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは入札参加停止期間を第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の2倍の期間（ただし、当該期間が同条第3項前段に掲げる期間を超えるときは、同項に掲げる期間。）とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合等で、当該競争入札参加登録業者から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出が拒否された場合を含む。）、当該事件について、別表第2第2項、第3項又は第4項の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2第2項、第3項又は第4項の措置要件のいずれかに該当する競争入札参加登録業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令、課徴金納付命令、審決、又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件のいずれかに該当する競争入札参加登録業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。（前2号に掲

げる場合を除く。)

(4) 前各号に定めるもののほか、措置要件に該当する者のうち、当該措置要件に係る行為等が極めて悪質であるとき又は本市の事業又は入札制度に対して極めて重大な悪影響を及ぼしたとき。

3 市長は措置要件に該当する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、入札参加停止期間を当該各号に掲げる期間とすることができる。

(1) 別表第2第2項又は第3項の措置要件のいずれかに該当した者について課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたとき 当該制度の適用がないと仮定した場合の入札参加停止期間に8分の1を乗じた期間

(2) 別表第2第4項又は第5項の措置要件に該当する者が、奈良県による公正入札調査委員会の設置前に奈良県に対し談合等の事実を報告し、奈良県が求める当該談合等に関する資料を提供したとき 別表第2第4項又は第5項に定める入札参加停止期間に8分の1を乗じた期間

(3) 別表第2第4項又は第5項の措置要件に該当する者が、奈良県による公正入札調査委員会の設置以後に奈良県に対し談合等の事実を報告し、奈良県が求める当該談合等に関する資料を提供したとき 別表第2第4項又は第5項に定める入札参加停止期間に4分の1を乗じた期間

(4) 措置要件に該当する者について、情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき 第3条、前条及び前各号の規定により定めた入札参加停止期間に2分の1を乗じた期間

4 前各項の規定により計算された入札参加停止期間が1月に満たないときは、1月を30日として計算するものとし、1日に満たない端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

5 市長は、入札参加停止期間中の者（当該措置要件に該当することとなった事由が競争入札参加登録業者の役員等又はその使用人にかかるものである場合にあっては、そのいずれも）が、当該事件について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、入札参加停止措置を解除するものとする。なお、入札参加停止期間中の者が責めを負わないことが明らかになったと認めるときとは、不起訴になった場合又は無罪が確定した場合等をいう。

6 市長は、入札参加停止期間中の者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定めるところにより入札参加停止期間を変更することができる。

(入札参加停止措置の承継)

第6条 入札参加停止期間中の競争入札参加登録業者から競争入札参加登録を承継する者は、入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

2 市長は、競争入札参加登録の承継が行われた場合において、当該承継前1年以内に当該被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止措置を行うものとする。

(入札参加停止措置の通知)

第7条 市長は、入札参加停止措置をしたときは、当該入札参加停止措置を受けた者に対しては建設工事等入札参加資格の停止措置通知書(様式第1号)により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止措置の通知をする場合において、当該入札参加停止措置を受けた者に対して、必要に応じて当該入札参加停止措置の措置要件に関して当該者が講じた改善措置等について報告を徴することができる。

(入札参加停止期間の始期)

第8条 入札参加停止期間の始期(以下「始期」という。)は、入札参加停止措置の決定があった日とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加停止期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の入札参加停止措置の始期は、当初の入札参加停止期間が満了する日の翌日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、入札参加停止期間中の競争入札参加登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害の発生その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(下請の禁止)

第10条 市長は、入札参加停止期間中の競争入札参加登録業者が市発注建設工事等を下請することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に対する措置)

第11条 市長は、入札参加停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、競争入札参加登録業者に対し、書面又は口頭により警告及び注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止措置情報の公表)

第12条 市長は、別表第2第13項以外の入札参加停止措置に関する情報について、別に定めるところにより、これを公表するものとする。

(委任)

第13条 この要領の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領(以下「改正後の要領」という。)別表第2第8項第4号の規定は、同日以後に行われた行為による重大な違反について適用し、同日前に行われた行為による重大な違反については、なお従前の例による。

- 3 この要領による改正前の建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の規定による指名停止は、改正後の要領の規定による入札参加停止とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、同日以後に生じた措置要件に該当する事由から適用し、同日前に生じた措置要件に該当する事由については、なお従前の例による。
- 3 この要領による改正前の大和郡山市建設工事等請負契約に入札参加停止措置要領の規定による入札参加停止の措置は、改正後の要領の規定による入札参加停止措置とみなす。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第1第2項第6号の規定は、施行日以後に発生した違反行為から適用し、施行日前に発生した違反行為については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1第3項（負傷者の定義に係る部分に限る。）及び別表第1第4項（重傷者の定義に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1第4項（重傷者の定義に係る部分を除く。）、別表第1第6項、別

表第2第1項、別表第2第3項から第6項まで、別表第2第8項第1号から第4号まで及び別表第2第11項の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項、別表第2第8項及び第12項の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する

別表第1（第3条・第5条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(粗雑工事等) 1 次に掲げる建設工事等の施工にあたり、建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。ただし、(3)にあっては会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。 (1) 市及び公営企業発注建設工事等の施工又は執行にあたり、故意に建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。 (2) 市及び公営企業発注建設工事等の施工又は執行にあたり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。 (3) 市及び公営企業発注建設工事等以外の県内の公共建設工事等の施工又は執行にあたり、建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。 (契約違反行為等) 2 市及び公営企業発注建設工事等の施工又は執行にあたり、前項に掲	12月 6月 3月

げる場合のほか、競争入札参加登録業者の責めにより次の各号のいずれかに該当し、市発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- | | |
|--|----|
| (1) 契約の解除があったとき。 | 6月 |
| (2) 2ヵ月以上の履行遅滞があったとき。 | 3月 |
| (3) 1ヵ月以上2ヵ月未満の履行遅滞があったとき。 | 2月 |
| (4) 1ヵ月未満の履行遅滞があったとき。 | 1月 |
| (5) 市及び公営企業発注建設工事等の施工又は執行にあたり、次に掲げる場合において、正当な理由がなく、監督員、検査員、その他の市職員の改善の指示に従わないとき。 | |
| ア 公害防止又は危険防止対策が不良である場合 | 3月 |
| イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良である場合 | 1月 |
| ウ ア及びイに掲げる場合のほか、市及び公営企業発注建設工事等の施工又は執行について改善の必要があると認められる場合 | 1月 |
| (6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。 | 1月 |

(市及び公営企業発注建設工事等に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

3 市及び公営企業発注建設工事等の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。次項から第6項までにおいて同じ。）又は執行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（当該市及び公営企業発注建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。）に死亡者若しくは負傷者（医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次項から第6項までにおいて同じ。）。

ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等） なお、市及び公営企業発注建設工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。	6月 3月 6月
（一般建設工事等に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
4 一般建設工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（医師により60日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項、第5項及び第6項において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。 なお、一般建設工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする（第6項において同じ。）。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 県内における一般建設工事等の場合	3月
イ 県外における一般建設工事等の場合	2月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	
ア 県内における一般建設工事等の場合	2月

イ 県外における一般建設工事等の場合	1月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
ア 県内における一般建設工事等の場合	3月
イ 県外における一般建設工事等の場合	2月
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
5 市及び公営企業発注建設工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1月
6 一般建設工事等の施工又は執行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	1月
(工事成績の評価)	
7 大和郡山市建設工事成績評定要綱の規定による工事成績評定の結果が54点以下であったとき。	3月

別表第2（第3条・第5条・第12条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 競争入札参加登録業者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。	
(1) 市の職員に対する贈賄	24月
(2) 県内の公共機関（贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄（(1)を除く。）	
ア 奈良県内に本店を置く競争入札参加登録業者	24月
イ 奈良県以外に本店を置く競争入札参加登録業者	18月

(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄	
ア 奈良県内に本店を置く競争入札参加登録業者	24月
イ 奈良県以外に本店を置く競争入札参加登録業者	12月
(独占禁止法違反行為)	
2 競争入札参加登録業者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令、又は審決がなされ、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	
(1) 県内の建設工事等	18月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	9月
(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	6月
3 競争入札参加登録業者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 県内の建設工事等	24月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	12月
(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	6月
(談合等)	
4 競争入札参加登録業者等が、次に掲げる建設工事等に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（公契約関係競売等妨害罪又は談合罪）若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は市が当該被疑事実を確認し、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 県内の建設工事等	24月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	9月
(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	6月

5	奈良県が発注する建設工事等に係る競争入札において、競争入札参加登録業者が関係する談合の事実を奈良県が確認し、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (建設業法違反行為)	24月
6	競争入札参加登録業者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、又は違反行為の幫助をしたとして、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。 ア 県内に本店を置く競争入札参加登録業者 イ 県外に本店を置く競争入札参加登録業者 (2) 建設業法に違反し、同法による営業停止処分を受けたとき。 ア 県内に本店を置く競争入札参加登録業者 イ 県外に本店を置く競争入札参加登録業者 (3) 建設業法に違反し、同法による指示処分を受けたとき。 ア 県内に本店を置く競争入札参加登録業者 イ 県外に本店を置く競争入札参加登録業者 (虚偽記載)	6月（幫助は3月） 4月（幫助は2月） 4月（幫助は2月） 3月（幫助は1月） 3月（幫助は1月） 2月（幫助は1月）
7	競争入札参加資格審査申請若しくは市及び公営企業発注建設工事等の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれを幫助したとして、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事等）及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類 (3) 随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類 (4) その他入札・契約に関する確認資料 (安全管理措置の不適切により生じた事故についての法令違反)	6月（幫助は3月）
8	別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、競争入札参加登録業者が、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令	1月

に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として競争入札参加登録業者等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。

(不正又は不誠実な行為)

9 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、競争入札参加登録業者が、次の各号のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(1) 競争入札参加登録業者又はその役員等が、次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。

ア 県内の建設工事等 12月

イ 県外の建設工事等 9月

(2) 使用人が、次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。

ア 県内の建設工事等 9月

イ 県外の建設工事等 6月

(3) 競争入札参加登録業者等が業務に関し、脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。

(4) 競争入札参加登録業者等が業務関連法令、労働関連法令若しくは環境保全関連法令（業務関連法令とは測量法、建築基準法等を、労働関連法令とは労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等を、環境保全関連法令とは廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等をいう。）又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。

ア 県内に本店を置く競争入札参加登録業者	3月
イ 県外に本店を置く競争入札参加登録業者	2月
(5) 競争入札参加登録業者等が、市及び公営企業発注建設工事等の入札に際し、入札心得に違反したとき。	2月
(6) 競争入札参加登録業者等が市及び公営企業発注建設工事等の低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。	3月
(7) 競争入札参加登録業者等が、市及び公営企業発注建設工事等の入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	6月
(8) 競争入札参加登録業者等が正当な理由なく市及び公営企業発注建設工事等の落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。	3月
10 競争入札参加登録業者が、違約金等市及び公営企業発注建設工事等に係る債務を滞納しているとき。	滞納状況が解消されるまで
11 競争入札参加登録業者が、市及び公営企業発注建設工事等に係る入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認の目的で市が実施する立入調査又は建設業法に基づき市が実施する立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。	3月
12 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、競争入札参加登録業者又はその役員等が次のいずれかに該当し、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 法定刑に死刑又は無期の拘禁刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	6月
イ 有期の拘禁刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により	4月

刑を宣告された場合	
ウ 拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ず2月に公訴の提起がされ、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合（ア又はイに該当する場合を除く。）	
（経営不振）	
13 競争入札参加登録業者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市及び公営企業発注建設工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	
（1） 競争入札参加登録業者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開が確認されるまで
（2） 競争入札参加登録業者が破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。	破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで
（3） 競争入札参加登録業者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を申し立てたとき。	再生計画の認可決定の確定が確認されるまで
（4） 競争入札参加登録業者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続を申し立てたとき。	更生手続開始決定の確定が確認されるまで
（その他）	
14 市長が入札参加停止措置を必要と認めたとき。	24月以内

別表第3（第3条・第5条関係）

暴力団排除関係

措置要件	期間
1 競争入札参加登録業者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない

	場合にあつては、 12月)
2 暴力団又は暴力団員が競争入札参加登録業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)
3 競争入札参加登録業者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用している（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）と認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)
4 競争入札参加登録業者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)
5 第3項及び第4項に掲げるもののほか、競争入札参加登録業者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認めら

	れた日までの期間 が12月を超えない 場合にあっては、 12月)
6 市及び公営企業発注建設工事に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1項から第5項のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	12月
7 競争入札参加登録業者が第1項から第5項までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（第6項に該当する場合を除く。）であって、市長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。	12月
8 市及び公営企業発注建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月

備考 この表において「認められるとき」とは、大和郡山市暴力団排除条例（平成23年12月大和郡山市条例第21号）の施行に伴い大和郡山市長と奈良県郡山警察署長との間において締結する合意書の合意事項に基づき同表各項に掲げる事実が確認されたときをいう。

別表第4（第3条・第5条関係）

大和郡山市公契約条例関係

措置要件	期間
1 大和郡山市公契約条例（平成26年12月条例第21号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する下請負者等（以下「下請負者等」という。）が、条例に基づく報告又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたと認められるとき。	1月
2 前号の場合において、条例第2条第2項に規定する受注者が、当該下請負者等に対して、指導その他必要な措置を講じない等不誠実な行為をしたと認められるとき。	1月

様式第1号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大和郡山市長

建設工事等入札参加資格の停止措置通知書

この度、下記のとおり大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領第3条の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生じないよう、信頼の回復に全力を挙げて取り組まれない。

記

- 1 入札参加資格の停止期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 入札参加資格の停止対象区域 大和郡山市全域
- 3 入札参加資格の停止理由

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号 削除